

3.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

(1)法令等に基づく指定・規制

1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

ア. 自然公園区域

調査範囲には、「自然公園法」に基づく国立公園及び国定公園は存在しない。また、「宮城県自然公園条例」に基づく県立自然公園は存在しない。

イ. 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

調査範囲には、「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域は存在しない。「宮城県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の指定状況は、図3.2-12に示すとおりであり、調査範囲には「県民の森」と「加瀬沼」がある。

ウ. 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく指定状況は、図3.2-13に示すとおりである。事業予定区域は、鳥獣保護区「仙台」に指定されている。

エ. 風致地区

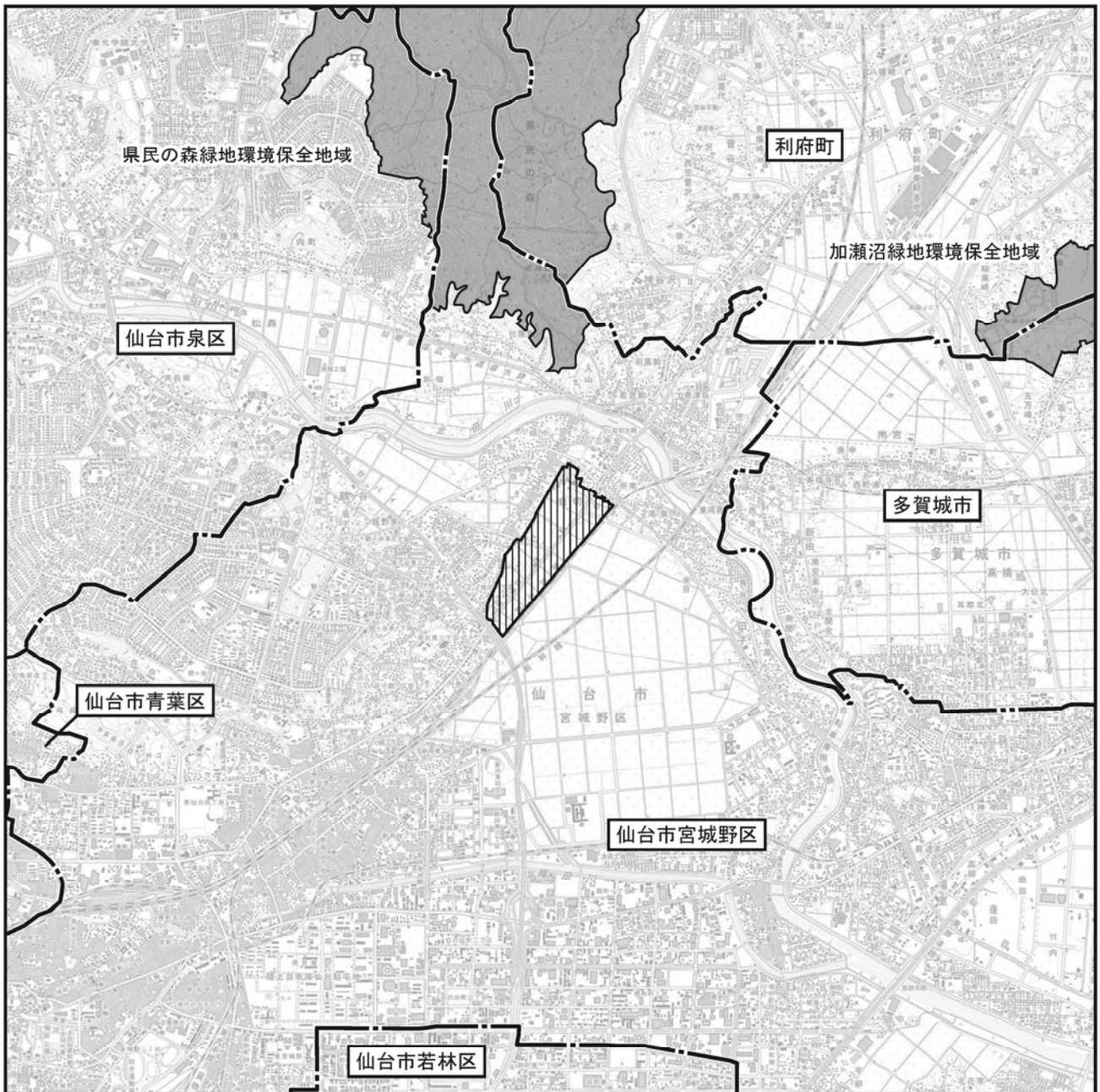
「都市計画法」に基づく風致地区の指定状況は、図3.2-14に示すとおりであり、調査範囲では「安養寺」が指定されている。

オ. 特別緑地保全地区及び緑化重点地区





「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区の指定状況は、図3.2-14に示すとおりであり、調査範囲では「燕沢三丁目」が指定されている。なお、「都市緑地法」に基づく緑化重点地区は存在しない。

カ. 保安林

「森林法」に基づく保安林の指定状況は、図3.2-15に示すとおりであり、事業予定区域の北側約3kmに水源かん養保安林、北側約1.5kmに干害防備保安林、西側約3kmに保健保安林が存在する。

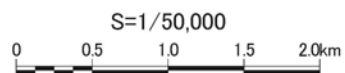


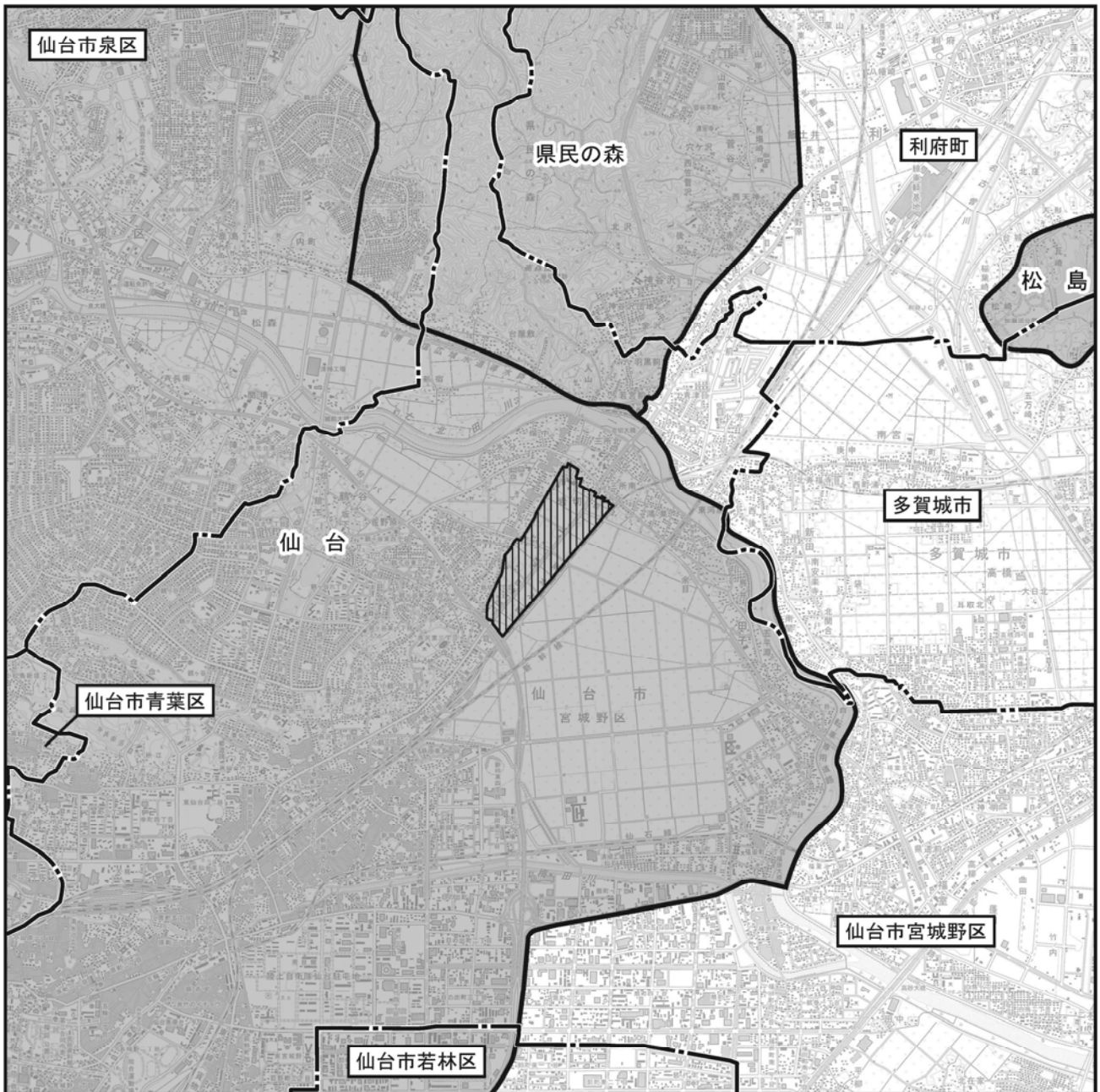
凡例

-  事業予定区域
-  市町界
-  区界
-  緑地環境保全地域（宮城県自然環境保全条例）



出典：「自然公園等区域閲覧サービス」（平成27年4月更新、宮城県環境生活部）

図3.2-12 緑地環境保全地域の指定状況



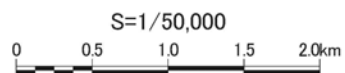


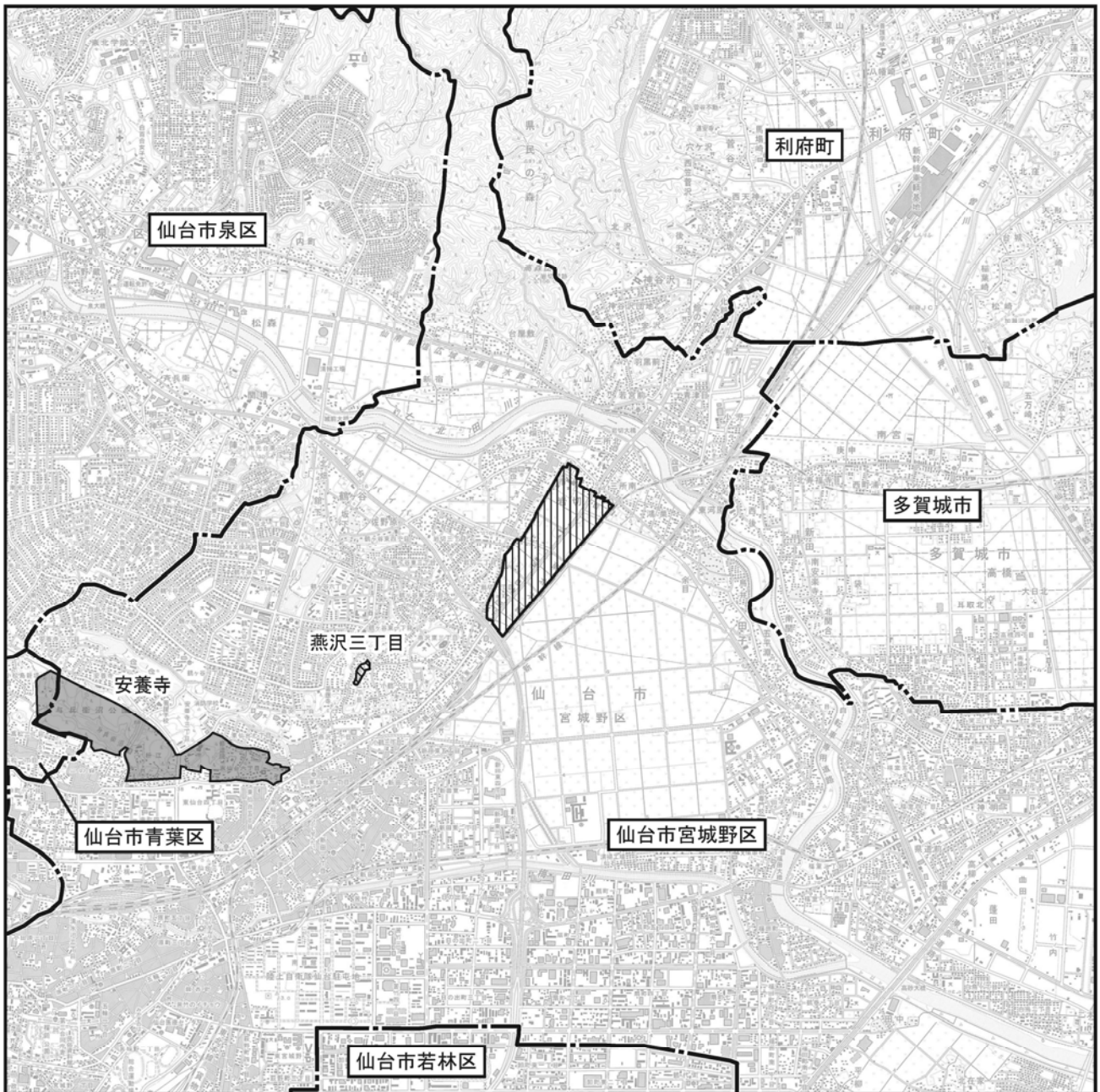
凡 例

-  事業予定区域
-  市町界
-  区 界
-  鳥獣保護区


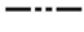



出典：「平成28年度 宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成28年10月、宮城県)

図3.2-13 鳥獣保護区の指定状況



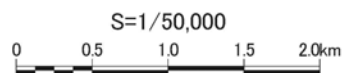


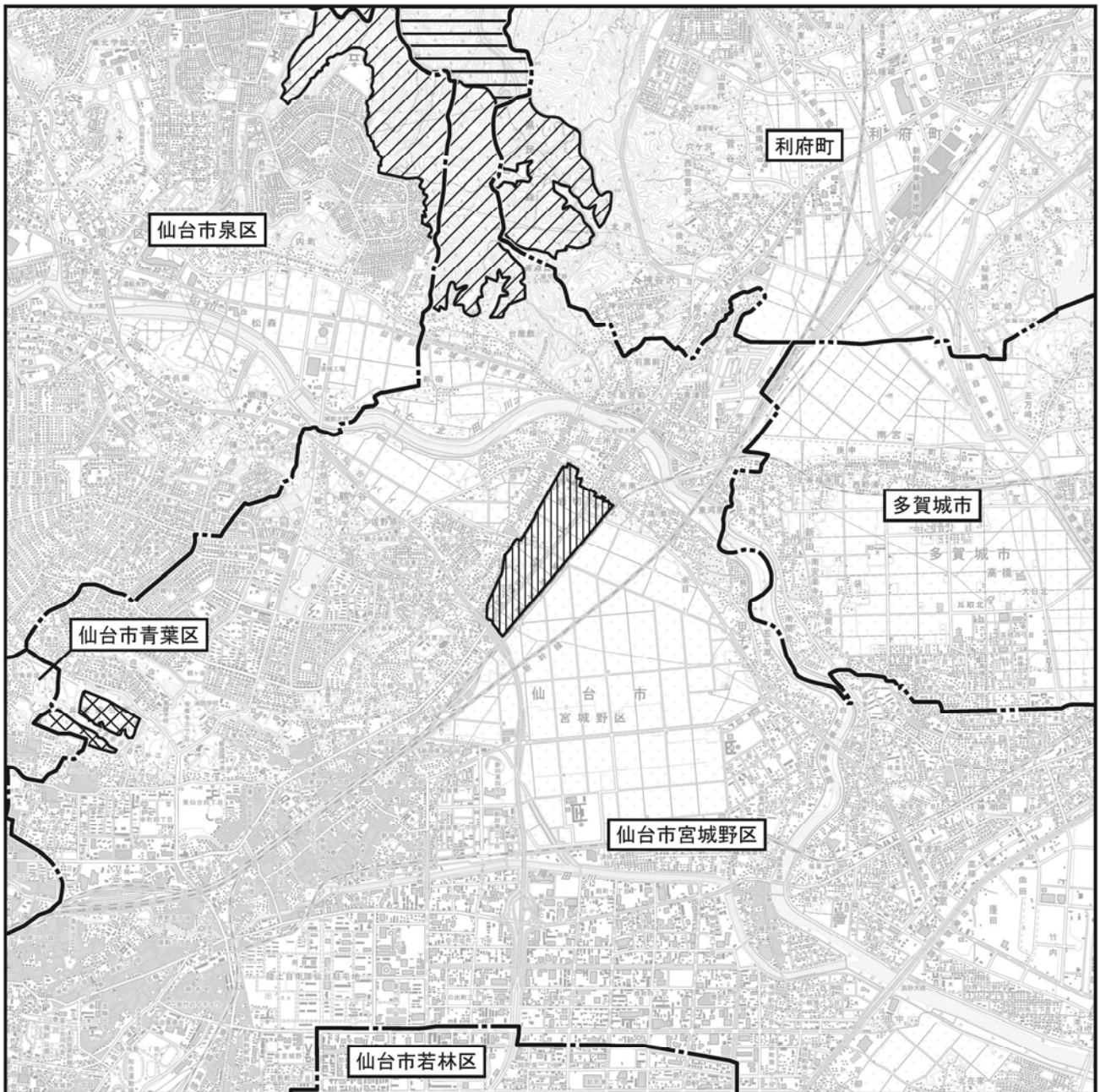
凡 例

-  事業予定区域
-  市町界
-  区 界
-  風致地区
-  特別緑地保全地区







出典：「都市緑化データベース 風致地区の指定状況」(平成27年3月、国土交通省都市局)
 「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」(平成29年7月閲覧、仙台市)
 「仙台市公園・緑地等配置図(平成27年4月1日現在)」(仙台市建設局)

図3.2-14 風致地区及び特別緑地保全地区の指定状況



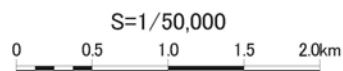


凡 例

-  事業予定区域
-  市町界
-  区 界
-  水源かん養保安林
-  干害防備保安林
-  保健保安林

出典：「森林情報システム」(平成29年4月、宮城県農林水産部ホームページ)
「平成27年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成28年3月、仙台市)

図3.2-15 保安林の指定状況



カ. 保存樹木、保存樹林、保存緑地

「杜の都の環境をつくる条例」（平成18年6月23日、仙台市条例第47号）に基づく「保存樹木」及び「保存緑地」、「多賀城市樹木の保存に関する要綱」（昭和60年11月16日、告示第40号）に基づく「保存樹木」の指定状況は、表3.2-20～21及び図3.2-16に示すとおりである。

なお、調査範囲において「保存樹林」は存在せず、「利府町文化財保護条例」に基づく「保存樹木」は存在しない。

事業予定区域内には、「保存樹木」、「保存樹林」及び「保存緑地」は存在しない。

表3.2-20 保存樹木

No.	所在地	呼称	樹種	推定樹齢 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
1	仙台市宮城野区	銀杏町のいちよう	イチョウ	1,200	32.0	7.9
2		稲船神社のもみじ	モミジ	200	18.0	2.7
3		大山祇神社のいちよう	イチョウ	250	26.0	3.9
4		西光寺のあらかし	アラカシ	350	6.5	2.1
5		西光寺のぎんもくせい	ギンモクセイ	350	5.8	株立
6		西光寺の杉	スギ	350	14.0	2.5
7		栄のぎよりゆう	ギョリュウ	130	4.0	1.9
8		志賀神社のいちい	イチイ	600	16.5	株立
9		千手観音堂のいちよう	イチョウ	200	24.6	3.3
10		榴岡公園のさいかち	サイカチ	200	15.5	4.6
11		榴岡公園のしだれざくら	シダレザクラ	280	20.0	2.5
12		榴岡天満宮のしらかし	シラカシ	300	13.0	3.1
13		福田町の黒松	クロマツ	350	5.8	1.3
14		宮城野中学校の朝鮮松	チョウセンゴヨウマツ	67	14.5	1.5
15		宮城野八幡神社のけやき	ケヤキ	200	33.0	4.0
16		善應寺のきんもくせい	キンモクセイ	260	7.8	1.2
17		善應寺のしらかし	シラカシ	250	13.0	3.2
18	仙台市泉区	七北田小学校の赤松	アカマツ	250	5.5	1.6
19	多賀城市	新田のひいらぎ	ヒイラギ	220	8.2	1.34
20		貴船神社の榎の木	ウラジロガシ	470	30.0	3.20
21		政庁跡のこぶし	コブシ	180	17.8	1.82
22		五輪屋敷の椿群	ツバキ	420	6.0	1.25
23		大畑のいちよう	イチョウ	190	25.4	3.00

注) No.は、図3.2-16に対応する。

出典：「杜の都の名木・古木」（平成29年4月、仙台市）

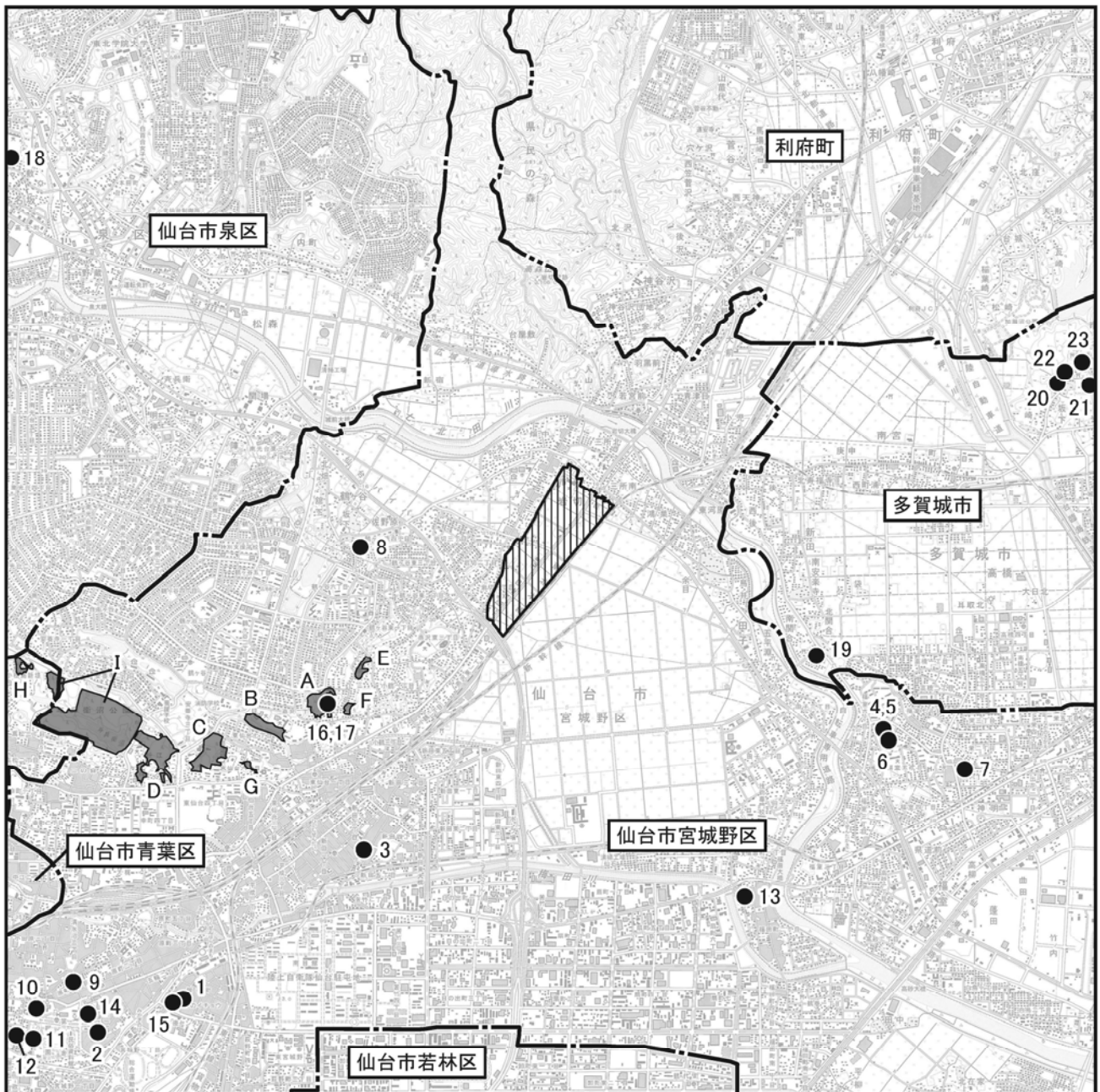
「保存樹木」（平成27年3月、多賀城市ホームページ）

表3.2-21 保存緑地


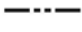



No.	所在地	名称	面積(ha)
A	仙台市宮城野区	善応寺	2.93
B		西山	2.40
C		安養寺	4.48
D		木皿山	5.76
E		案内沢北	0.81
F		大拙庵	0.44
G		ラ・サールホーム	0.35
H	仙台市青葉区	奥津森	0.51
I		与兵衛沼	24.89

注) No.は、図3.2-16に対応する。

出典：「仙台市公園・緑地等位置図」（平成27年4月、仙台市）

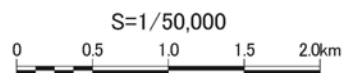


凡 例

-  事業予定区域
-  市町界
-  区 界
-  保存樹木(1~23)
-  保存緑地(A~I)

注) 図中の番号は、表3.2-20~21に対応する。
 出典：「杜の都の名木・古木」(平成29年4月、仙台市)
 「保存樹木」(平成27年3月、多賀城市ホームページ)
 「仙台市公園・緑地等位置図」(平成27年4月、仙台市)

図3.2-16 保存樹木・保存緑地位置



2) 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

ア. 大気汚染

(ア) 環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は、表3.2-22に示すとおりである。

なお、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成28年3月、仙台市）では、定量目標として、二酸化窒素について「1時間値の1日平均値が0.04ppm（環境基準のゾーンの下限值）以下であること」を目標としている。

表3.2-22 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示38号）

「微小粒子状物質に係る環境基準について」（平成21年9月9日 環境庁告示33号）

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日 環境庁告示4号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示68号）

(イ) 排出基準等

大気汚染防止法（昭和43年6月10日 法律第97号）において、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類（一般粉じん、特定粉じん、ばい煙）ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準が定められている。

イ. 騒音

(ア) 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表3.2-23～25に示すとおりである。
また、調査範囲の騒音に係る環境基準類型は、図3.2-17に示すとおりである。

事業予定区域は、市街化調整区域のため、指定地域に該当しない。

表3.2-23 騒音に係る環境基準（一般の地域）

単位：dB

地域の類型	基準値（ L_{Aeq} ）	
	昼間(6～22時)	夜間(22～6時)
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

注) 地域の類型は、表3.2-26参照。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示64号）

表3.2-24 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

単位：dB

地域の区分	基準値（ L_{Aeq} ）	
	昼間(6～22時)	夜間(22～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

注) 地域の類型は、表3.2-26参照。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示64号）

表3.2-25 幹線交通を担う道路に近接する空間^{1,2}の環境基準

単位：dB

基準値（ L_{Aeq} ）	
昼間(6～22時)	夜間(22～6時)
70以下	65以下

備考：個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。

※1 「幹線交通を担う道路」：

高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等を表す。

※2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」：

以下に示すとおり車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示64号）

表3.2-26 地域の類型

地域の類型	地域
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 ・青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域 (都市計画法第8条第1項第2号の規定により定められた文教地区に限る。)
A	専ら住居の用に供される地域 ・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 (AAの項に掲げる地域を除く。)
B	主として住居の用に供される地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・近隣商業地域 (Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。)
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 ・近隣商業地域 (Bの項に掲げる地域を除く。) ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域

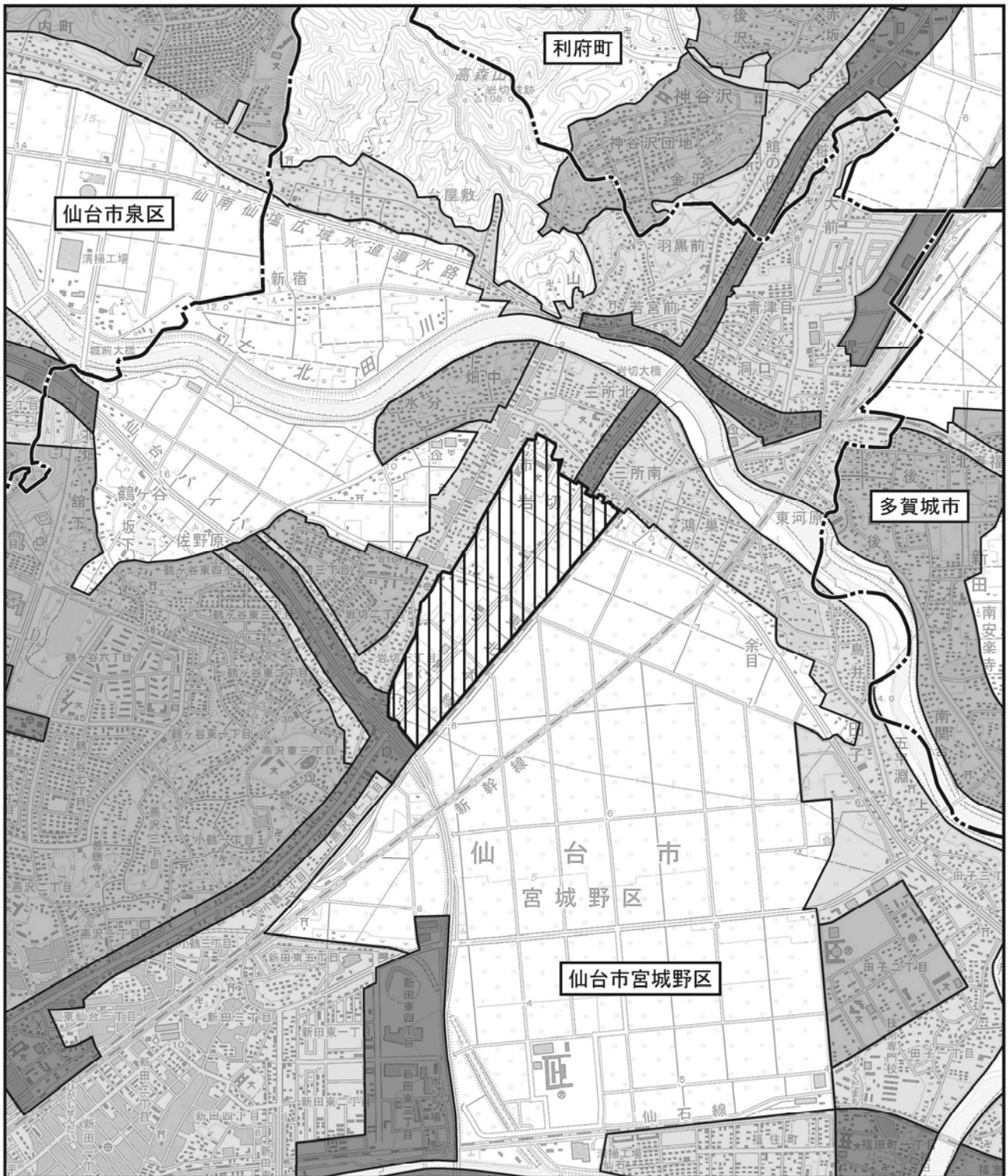
出典：「騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定」(平成24年3月30日 宮城県告示第312号)
「騒音に係る環境基準の地域指定」(平成24年3月30日 仙台市告示第126号)

また、騒音に関するその他の基準として、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年7月29日環境庁告示第46号)が表3.2-27及び図3.2-18に示すとおり定められているが、事業予定区域は指定地域に含まれていない。



表3.2-27 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	地域の類型を当てはめる地域	基準値
I	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ三百メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	70dB以下
	沿線区域のうち、都市計画法第八条第一項第一号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	75dB以下

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」(昭和52年5月20日 宮城県告示第387号)

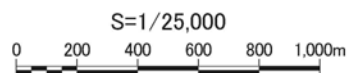


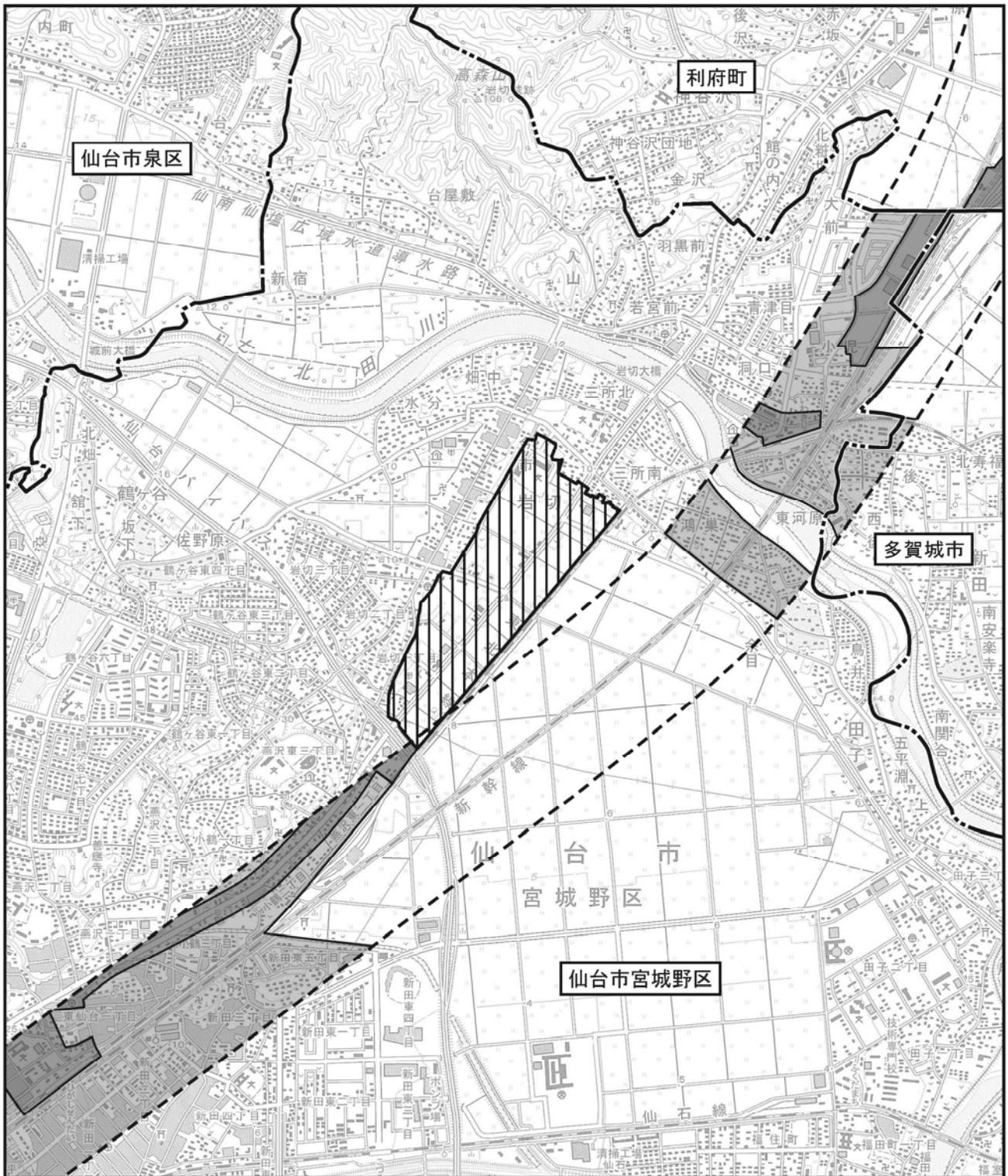
凡 例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|  | 事業予定区域 |  | A類型 |
|  | 市町界 |  | B類型 |
|  | 区 界 |  | C類型 |


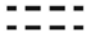


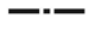

注) 「騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定」(平成24年3月30日 宮城県告示第312号)に基づき作図した。

図3.2-17 騒音に係る環境基準の地域類型



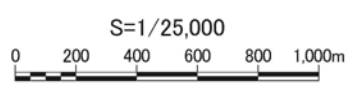


凡例

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  事業予定区域 |  東北新幹線鉄道の軌道中心線から300mの範囲 |
|  市町界 |  I 類型 |
|  区界 |  II 類型 |

注) 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」(昭和52年5月20日 宮城県告示第387号)に基づき作図した。

図3.2-18 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型



(イ) 要請限度

自動車騒音に係る要請限度は表3.2-28に示すとおりである。調査範囲における自動車騒音に係る要請限度の区域の区分は図3.2-19に示すとおりである。

事業予定区域は市街化調整区域であり、b区域の要請限度が適用される。

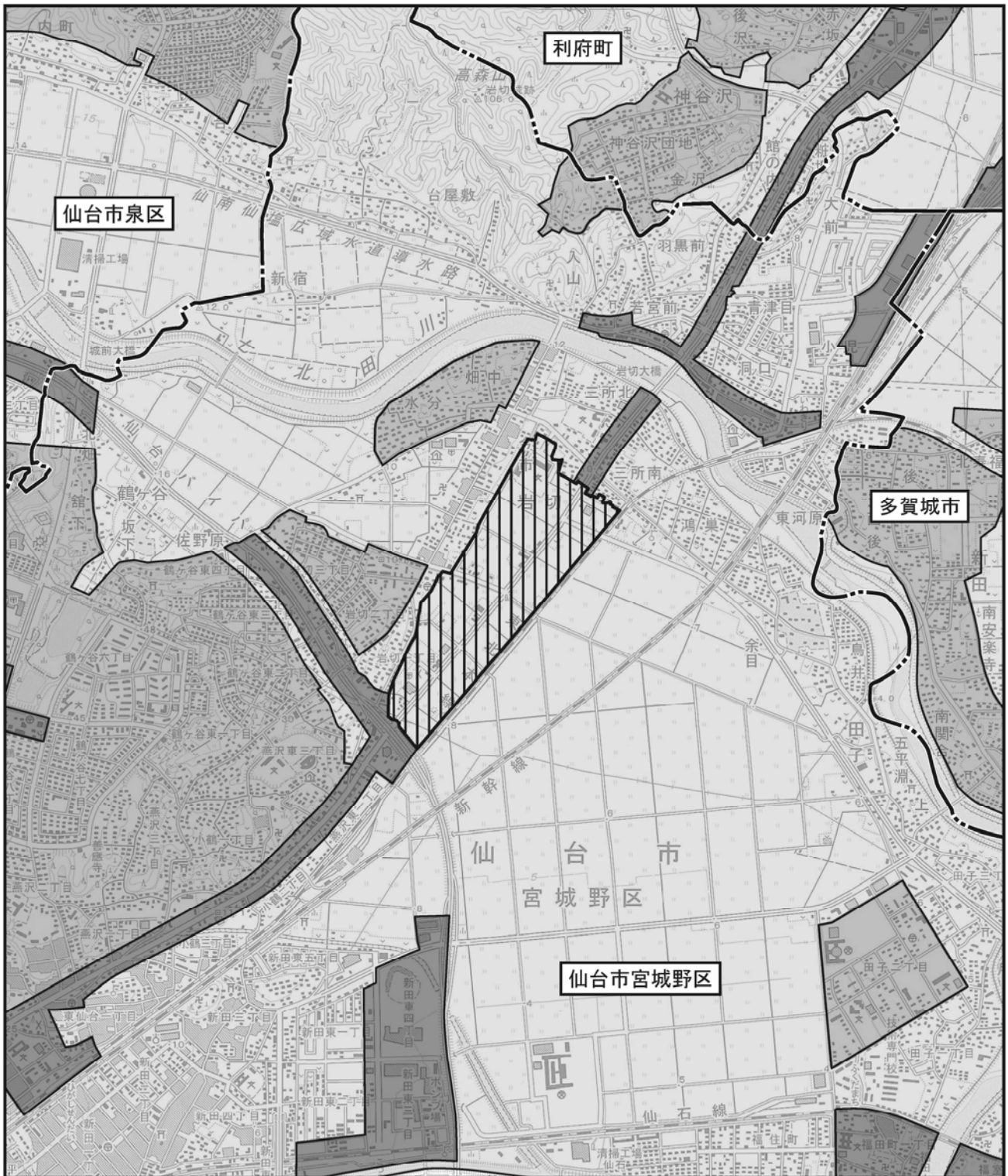
表3.2-28 自動車騒音に係る要請限度

単位：dB


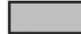




区域区分		時間区分	要請限度 (L_{Aeq})	
			昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)
a区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	1車線を有する道路に面する地域	65以下	55以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 特別用途地区のうち文教地区	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70以下	65以下
b区域	第一種住居地域 第二種住居地域	1車線を有する道路に面する地域	65以下	55以下
	準住居地域（文教地区を除く） 近隣商業地域 （その周囲がa区域であるもの） 市街化調整区域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	75以下	70以下
c区域	近隣商業地域 （b区域に該当する区域を除く）	車線を有する道路に面する地域	60以下	50以下
	商業地域 準工業地域 工業地域		75以下	70以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間（屋外）		75以下	65以下

注) 「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道（市町村道にあつては4車道以上の区間に限る）等を表し、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から20mである。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」（平成12年3月27日 仙台市告示第230号）

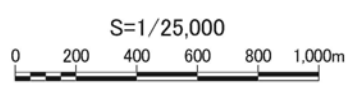


凡例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|  | 事業予定区域 |  | a区域 |
|  | 市町界 |  | b区域 |
|  | 区界 |  | c区域 |

注) 「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分」(平成13年4月1日 公告第7号)に基づき作図した。

図3.2-19 自動車騒音の限度に係る区域



(ウ) 規制基準

騒音規制法（昭和43年6月10日 法律第98号）では、都道府県知事及び市長が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域を指定することとしている。騒音規制法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等、特定・指定建設作業の規制基準は、表3.2-29～31に示すとおりである。また、調査範囲の騒音規制地域は、図3.2-20に示すとおりである。

事業予定区域は市街化調整区域であり、表3.2-29では第二種区域、表3.2-30～31では一号区域の規制基準が適用となる。

表3.2-29 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

単位：dB

区域区分		時間区分		
		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜 (22時～6時)
第一種 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び文教地区の区域	50	45	40
第二種 区域	第一種住居地域、第二種住居地域(文教地区を除く。)、準住居地域、近隣商業地域(その周囲が第一種区域に掲げる地域であるもの)及び市街化調整地域又は地区の指定のない地域の区域	55	50	45
第三種 区域	近隣商業地域 商業地域及び準工業地域	60	55	50
第四種 区域	工業地域	65	60	55

注1) 基準は敷地境界線上とする。

注2) 学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲50mの区域内は、表中の数字から5dB減じた値とする。

出典：「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日 仙台市告示第185号）

「仙台市公害防止条例 施行規則」（平成8年3月29日 仙台市規則第25号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月29日 宮城県規則第79号）

表3.2-30 特定建設作業に係る騒音の規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を 除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又 はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を 除く)を使用する作業	85dB	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 10時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜 休日 における 作業の 禁止
2 びょう打機を使用する作業							
3 さく岩機を使用する作業							
4 空気圧縮機(原動機の定格出力15kW以 上のものに限る)を使用する作業							
5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る)又はアスファルト プラント(混練機の混練重量が200kg以 上のものに限る)等を設けて行う作業(モルタル を製造するためにコンクリートプラントを設 けて行う作業を除く)							
6 バックホウ(原動機の定格出力が80kW以 上のものに限る)を使用する作業							
7 トラクターショベル(原動機の定格出力が 70kW以上のものに限る)を使用する作業							
8 ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW 以上のものに限る)を使用する作業							

注1) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内区域

注2) 二号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外区域。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年 厚生省・建設省告示第1号） 別表第1号の規定により指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第186号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号）

表3.2-31 指定建設作業騒音に係る規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1 ブルドーザ・パワーショベル・バックホウ・その他これらに類する掘削機械を使用する作業	80dB (但し、学校・病院の敷地の周辺50mの区域内にある場合には75dB)	午前7時～午後7時	午前6時～午後9時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内	日曜・休日における作業の禁止
2 振動ローラ・タイヤローラ・ロードローラ・振動プレート・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
3 ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業							
4 はつり作業及びコンクリート仕上作業で原動機を使用するもの							

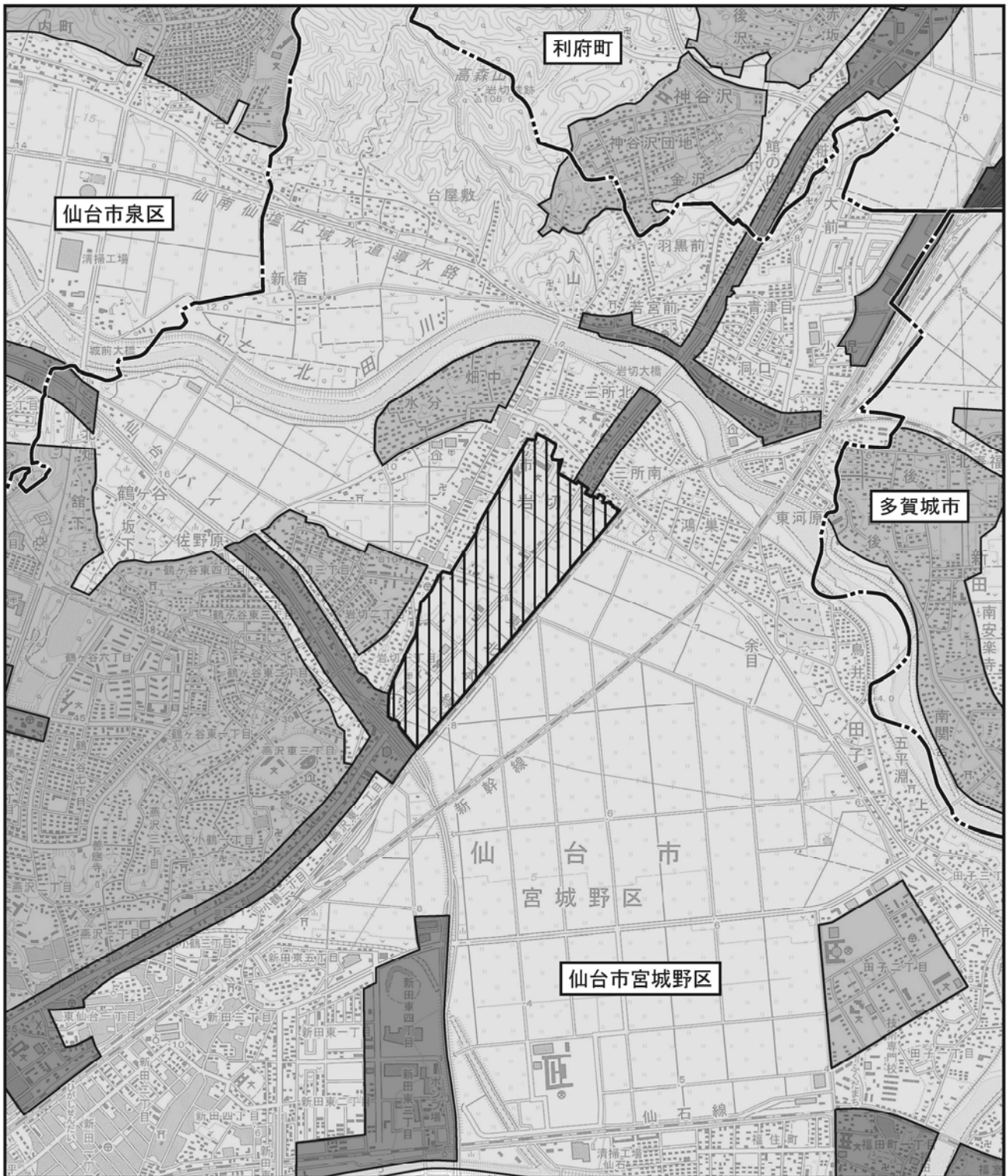
注1) 1～3の作業のうち作業地点が連続的に移動するものにあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50mを超えない作業に限る。

注2) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。





二号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域

出典：「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

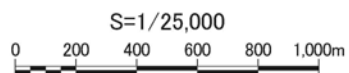


凡例

- | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|  事業予定区域 |  区界 |  第一種区域 |  第三種区域 |
|  市町界 | |  第二種区域 |  第四種区域 |

注) 「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」(平成8年3月29日 仙台市告示第185号)
「仙台市公害防止条例 施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)
「公害防止条例施行規則」(平成7年9月29日 宮城県規則第79号) に基づき作図した。

図3.2-20 工場・事業場に係る騒音規制区域



ウ. 振動

(ア) 要請限度

振動規制法による道路交通振動に係る要請限度は表3.2-32に示すとおりである。
事業予定区域は市街化調整区域であり、第一種区域の要請限度が適用される。

表3.2-32 道路交通振動に係る要請限度

単位：dB

区域区分		時間区分	昼間 (8～19時)	夜間 (19～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域		65	60
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	第一種住居地域			
	第二種住居地域			
	準住居地域			
	近隣商業地域 ・周囲が以下の地域であるもの 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域			
	市街化調整区域又は地区の指定のない地域			
第二種区域	近隣商業地域（第一種区域を除く。）		70	65
	商業地域			
	準工業地域、工業地域			

注) 基準は道路の敷地境界線とする。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令58号）

「道路交通振動規制の区域及び時間」（昭和53年3月31日 宮城県告示第265号）

「振動規制法施行規則（昭和51年 総理府令第58号）別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」（平成8年3月29日 仙台市告示第190号）

(イ) 規制基準

振動規制法（昭和51年6月10日 法律第64号）では、事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する振動を規制する地域を都道府県知事及び市長が指定することとしている。

振動規制法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等、特定・指定建設作業の規制基準は、表3.2-33～35に示すとおりである。

事業予定区域は市街化調整区域であり、表3.2-33では第一種区域、表3.2-34～35では一号区域の規制基準が適用される。

表3.2-33 工場・事業場等に係る振動の規制基準

単位：dB

区域区分		時間区分	
		昼間 (8～19時)	夜間 (19～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域	60	55
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
市街化調整区域又は地区の指定のない地域			
第二種区域	近隣商業地域	65	60
	商業地域		
	準工業地域、工業地域		

注1) 基準は敷地境界線上とする。

注2) 学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲50mの区域内は、表中の数字から5dB減じた値とする。

近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては第一種区域の基準を適用とする。

出典：「振動規制法施行規則（昭和51年 総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第189号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日 仙台市規則第25号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日 宮城県規則第79号）

表3.2-34 特定建設作業振動に係る規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)使用する作業	75dB	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 10時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜・休日における作業の禁止
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3 舗装版破砕機を使用する作業							
4 ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業							

注) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。

二号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日 政令第280号）

「振動規制法施行規則（昭和51年 総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」（平成8年3月29日 仙台市告示第189号）

表3.2-35 指定建設作業振動に係る規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1 ブルドーザ・パワーショベル・ バックホウ・その他これらに類 する掘削機械を使用する作業	75dB (但し、学校・病院 の敷地の周囲概ね 50mの区域内にある 場合には70dB)	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 9時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日 曜 ・ 休 日 に お け る 作 業 の 禁 止
2 振動ローラ・ロードローラ・そ の他これらに類する締固め機 械を使用する作業							

注) 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。

二号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域

出典：「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日 仙台市条例第5号）

「振動規制法施行規則(昭和51年 総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」
(平成8年3月29日 仙台市告示第189号)

エ. 悪臭

(ア) 悪臭防止法

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)では、都道府県知事(政令指定都市の市長を含む)が悪臭物質の排出を規制する規制地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、規制地域として、都市計画法に基づく市街化区域を指定し、特定悪臭物質(22項目)による濃度規制を行っている。また、多賀城市では悪臭防止法による指定地域内で臭気指数による規制が行われているが、利府町には規制区域は存在しない。

特定悪臭物質の種類及び許容濃度は表3.2-36に、規制地域の範囲は図3.2-21に示すとおりである。

表3.2-36 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

単位: ppm

特定悪臭物質の種類	許容濃度	特定悪臭物質の種類	許容濃度
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典: 「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」
(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

(イ) 宮城県公害防止条例

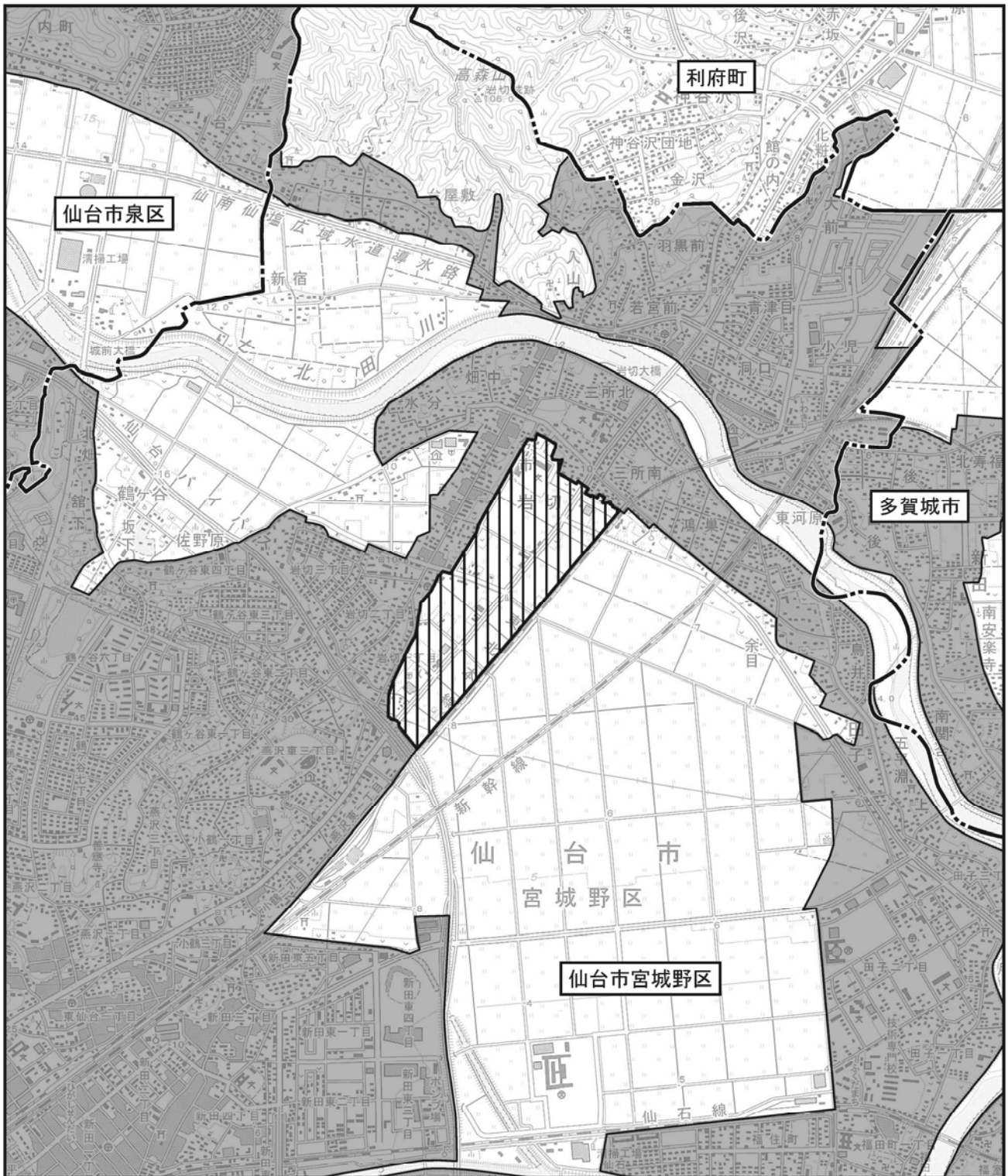
「公害防止条例」(昭和46年3月18日 宮城県条例第12号)では、県内全域(悪臭防止法の規制地域を除く)の魚腸骨処理場や有機質肥料製造施設の事業活動に伴って発生する悪臭について、臭気指数による規制基準(敷地境界で臭気指数15)を定めている。

(ウ) 宮城県悪臭公害防止対策要綱

「宮城県悪臭公害防止対策要綱」(昭和53年4月1日施行)では、県内全域の農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業の施設及び作業に伴って発生する悪臭について、臭気強度による規制基準(敷地境界で臭気強度1.8)を定めている。

(エ) 仙台市悪臭対策指導要綱

「仙台市悪臭対策指導要綱」(平成2年2月19日 市長決裁)では、仙台市内全域の全業種の事業活動に伴って発生する悪臭について、臭気濃度による指導基準(敷地境界で臭気濃度10)を定めている。

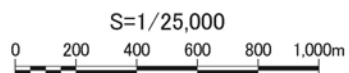


凡例

- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
|  | 事業予定区域 |  | 区界 |
|  | 市町界 |  | 悪臭防止法による規制区域 |

注) 仙台市部分は、「悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日仙台市告示第109号)に基づき作図した。
 出典：「悪臭防止法に基づく規制地域(多賀城市)」(平成29年9月閲覧、宮城県)

図3.2-21 悪臭防止法による規制区域



オ. 水質汚濁

(ア) 環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が設定されている。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、ダイオキシン類の環境基準が設定されている。この他、人の健康の保護に関連する物質として、クロロホルム等有機化学物質、農薬等26項目が「要監視項目」とされ、公共用水域や地下水の水質の監視の継続による知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等が検討されている（表3.2-37～40参照）。

なお、生活環境項目以外は水域の区別がなく、生活環境項目については、河川、海域、湖沼等において水域類型を定めて設定されている。調査範囲においては、図3.2-22に示すとおり、七北田川中流（七北田橋より梅田川合流点まで）がB類型、七北田川下流（梅田川合流点より下流）、梅田川（七北田川合流点より上流）及び砂押川（多賀城堰より上流）がC類型に指定されている。

なお、事業予定区域内には、類型指定された湖沼及び河川はない。

表3.2-37 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表1 人の健康の保護に関する環境基準」

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表3.2-38(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川 1/2）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級,自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級,水産1級,水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級,水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級,工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級,農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級,環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	—

注1) 基準値は、日間平均値とする。

注2) 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3)

1. 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全
2. 水道1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級： コイ、フナ等、β・中腐水性水域の水産生物用
3. 水産1級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級： コイ、フナ等、β・中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級： 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水作業を行うもの
工業用水3級： 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む。）において不快感を生じない程度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表3.2-38(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川 2/2）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表3.2-39 ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

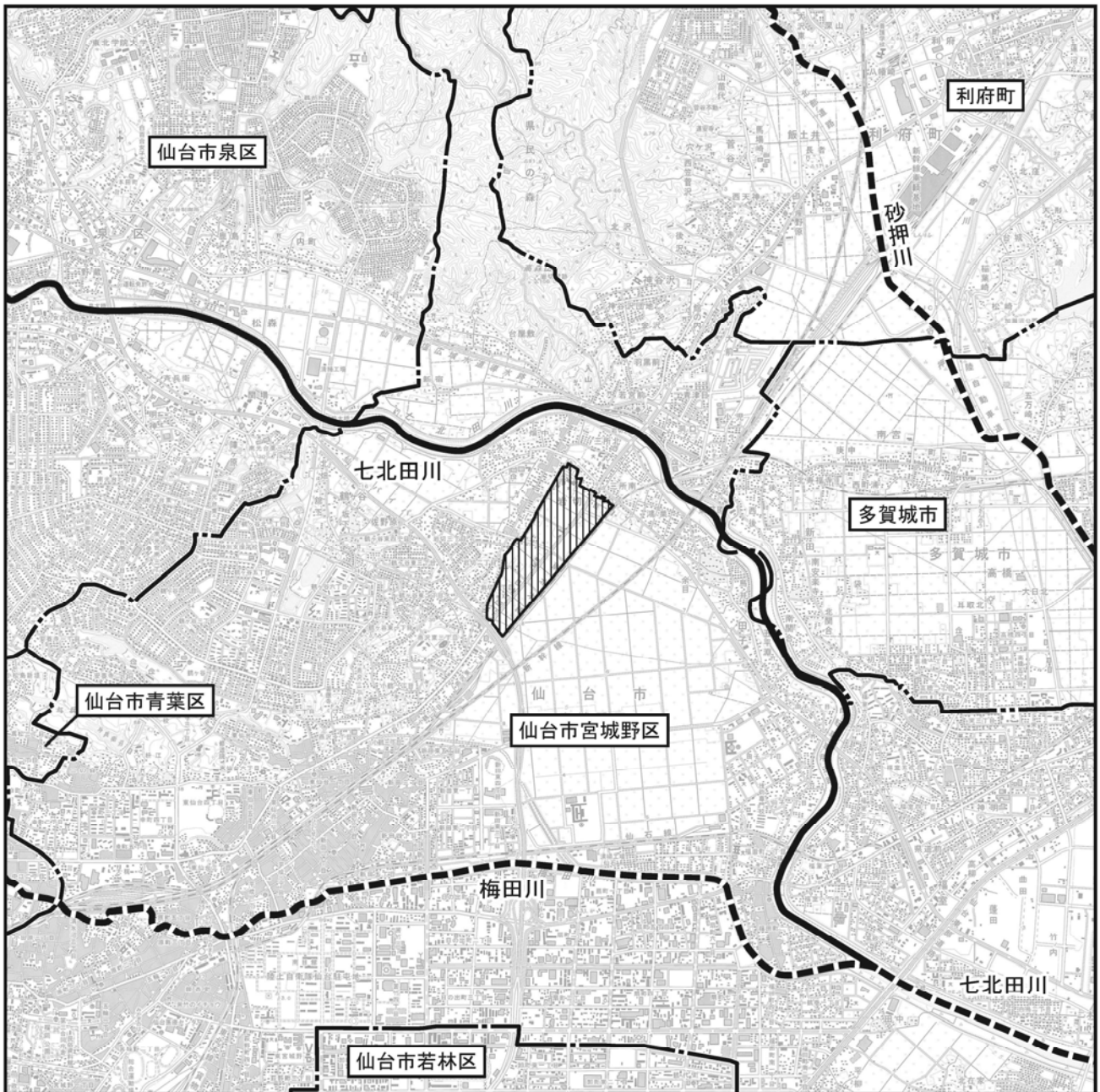
出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

表3.2-40 要監視項目及び指針値


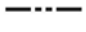



公共用水域		地下水	
項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下	クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	イソキサチオン	0.008mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	ダイアジノン	0.005mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L以下	イソプロチオラン	0.04mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	オキシン銅(有機銅)	0.04mg/L以下
オキシン銅(有機銅)	0.04mg/L以下	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L以下	プロピザミド	0.008mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	EPN	0.006mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	ジクロロボス(DDVP)	0.008mg/L以下
ジクロロボス(DDVP)	0.008mg/L以下	フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L以下	イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L以下
イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L以下	クロルニトロフェン(CNP)	—
クロルニトロフェン(CNP)	—	トルエン	0.6mg/L以下
トルエン	0.6mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	ニッケル	—
ニッケル	—	モリブデン	0.07mg/L以下
モリブデン	0.07mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	全マンガン	0.0004mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	ウラン	0.2mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下		
ウラン	0.002mg/L以下		

出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」

(平成21年11月30日 環水大発第091130004号・環水大土発第091130005号)

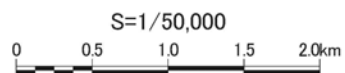


凡例

-  事業予定区域
-  市町界
-  区界
-  B類型
-  C類型

出典：「水質環境基準と類型あてはめ」(平成29年9月閲覧、宮城県ホームページ)

図3.2-22 水域類型



(イ) 排水基準

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日 法律第138号)や宮城県又は仙台市の条例により、事業場等の排水が規制されており、その排水基準は表3.2-41(1)~(2)に示すとおりである。

また、下水道法に規定される特定事業場から公共下水道へ排出される排水には、「下水道法」、「仙台市下水道条例」により表3.2-41(3)に示す排水基準が定められている。

表3.2-41(1) 排水基準(有害物質)

項目	許容限度	項目	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	
シアン化合物	1mg CN/L	トリクロロエチレン	0.1 mg/L	
有機燐化合物	1mg/L	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	チウラム	0.06 mg/L	
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	シマジン	0.03 mg/L	
総水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L	
		ベンゼン	0.1 mg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	セレン及びその化合物	0.1 mgSe/L	
PCB	0.003 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L	
ジクロロメタン	0.2 mg/L			
四塩化炭素	0.02 mg/L	ふっ素及び その化合物	海域に排出する場合	15 mgF/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L		海域以外に排出する場合	8 mgF/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	ほう素及び その化合物	海域に排出する場合	230 mgB/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L		海域以外に排出する場合	10 mgB/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L	

注1) 砒素及びその化合物についての規制基準は、昭和49年12月1日以前から湧出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を利用する旅館業(水質汚濁防止法)、公衆浴場(宮城県公害防止条例)、工場等(仙台市公害防止条例)については、当分の間適用しない。

注2) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

注3) 仙台市公害防止条例の排水基準は設定されていない。

注4) 1,1-ジクロロエチレンに係る仙台市公害防止条例の排水基準は、0.2mg/L。

注5) ふっ素に係る仙台市公害防止条例の排水基準は、15mg/L。

注6) カドミウムに係る宮城県公害防止条例及び仙台市公害防止条例の排水基準は、0.1mg/L。

出典:「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日 法律第138号)

「公害防止条例」(昭和46年3月18日 宮城県条例第12号)

「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)

表3.2-41(2) 排水基準（生活環境項目）

項目	区分	水質汚濁防止法			宮城県公害 防止条例	仙台市公害 防止条例
		一般 排水基準	特別排水基準 ※1※5			
				下水道 整備区域	その他の 区域	50m ³ /日以上
	排水	50m ³ /日 以上	25m ³ /日以上		25m ³ /日以上※4	25m ³ /日以上※4
水素イオン濃度 (pH)	海域に排出 する場合	5.0～9.0	—	—	5.0～9.0	5.0～9.0
	海域以外に 排出する場合	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) (海域・湖沼以外の公共用水域に排 出する場合に適用) (mg/L)		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
化学的酸素要求量(COD) (mg/L) (海域・湖沼に排出する場合に適用)		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質 (SS) (mg/L)		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/L)	鉱油類	5	5	5	5	5
	動植物 油脂類	30	30	30	30	30
フェノール類含有量 (mg/L)		5	5	5	5	5
銅含有量 (mg/L)		3	3	3	3	3
亜鉛含有量 (mg/L)		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量 (mg/L)		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量 (mg/L)		10	10	10	10	10
クロム含有量 (mg/L)		2	2	2	2	2
大腸菌群数 (個/m ³)		(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)	(3,000)
窒素含有量※2 (mg/L)		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	—
燐含有量※3 (mg/L)		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	—

注) カッコ内は日間平均の値を示す。

※1 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川のうどう溜池から七北田川との合流点までに排出する1日当りの排出量が25立方メートル以上の特定事業場に適用される。

※2 青下ダム、月山池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用される。

※3 青下ダム、大倉ダム、月山池、七北田ダム、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用される。

※4 宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに※1の地域に排出する場合は、1日当りの排出量が25立方メートル以上の事業場が規制対象となる。

※5 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排水に係る特別排水基準は、当該排水の量が1日につき10立方メートル以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。

出典：「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日 法律第138号）

「公害防止条例」（昭和46年3月18日 宮城県条例第12号）

「仙台市公害防止条例」（平成8年3月19日 仙台市条例第5号）

表3.2-41(3) 排水基準（下水）

項目	基準値	
水温	45℃未満	
水素イオン濃度	5を超え9(12)未満	
生物化学的酸素要求量(BOD)	600 (1200) mg/L未満	
浮遊物質(SS)	600 (1200) mg/L未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L以下
	動植物油脂類	30(150)mg/L以下
よう素消費量	220mg/L未満	
フェノール類	5mg/L以下	
銅及びその化合物	3mg/L以下	
亜鉛及びその化合物	2mg/L以下	
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L以下	
クロム及びその化合物	2mg/L以下	
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	
シアン化合物	1mg/L以下	
有機燐化合物	1mg/L以下	
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	
六価クロム化合物	0.5mg/L以下	
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	
ジクロロメタン	0.2mg/L以下	
四塩化炭素	0.02mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	
チウラム	0.06mg/L以下	
シマジン	0.03mg/L以下	
チオベンカルブ	0.2mg/L以下	
ベンゼン	0.1mg/L以下	
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	
ほう素及びその化合物	10【230】mg/L以下	
ふっ素及びその化合物	8【15】mg/L以下	
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有	380mg/L未満	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	

注1) ()内の基準値は、一日平均排水量が50m³未満の場合に適用。

注2) 【 】内の基準値は、海域を放流先とする終末処理場に流入する場合に適用。

出典：「下水道法」（平成17年12月28日 法律第70号）

「下水道法施行令の一部を改正する政令について」（平成26年11月14日 国土交通省）

「仙台下水道条例」（仙台市条例第19号）

カ. 地下水汚染

地下水の水質汚濁に係る環境基準として、人の健康の保護に関する環境基準は、表3.2-42に示すとおりである。

表3.2-42 地下水の水質汚濁に係る環境基準

単位：mg/L

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003以下	1,1,1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.01以下
六価クロム	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	セレン	0.01以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化 ビニルモノマー)	0.002以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	ふっ素	0.8以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	ほう素	1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1,4-ジオキサン	0.05以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

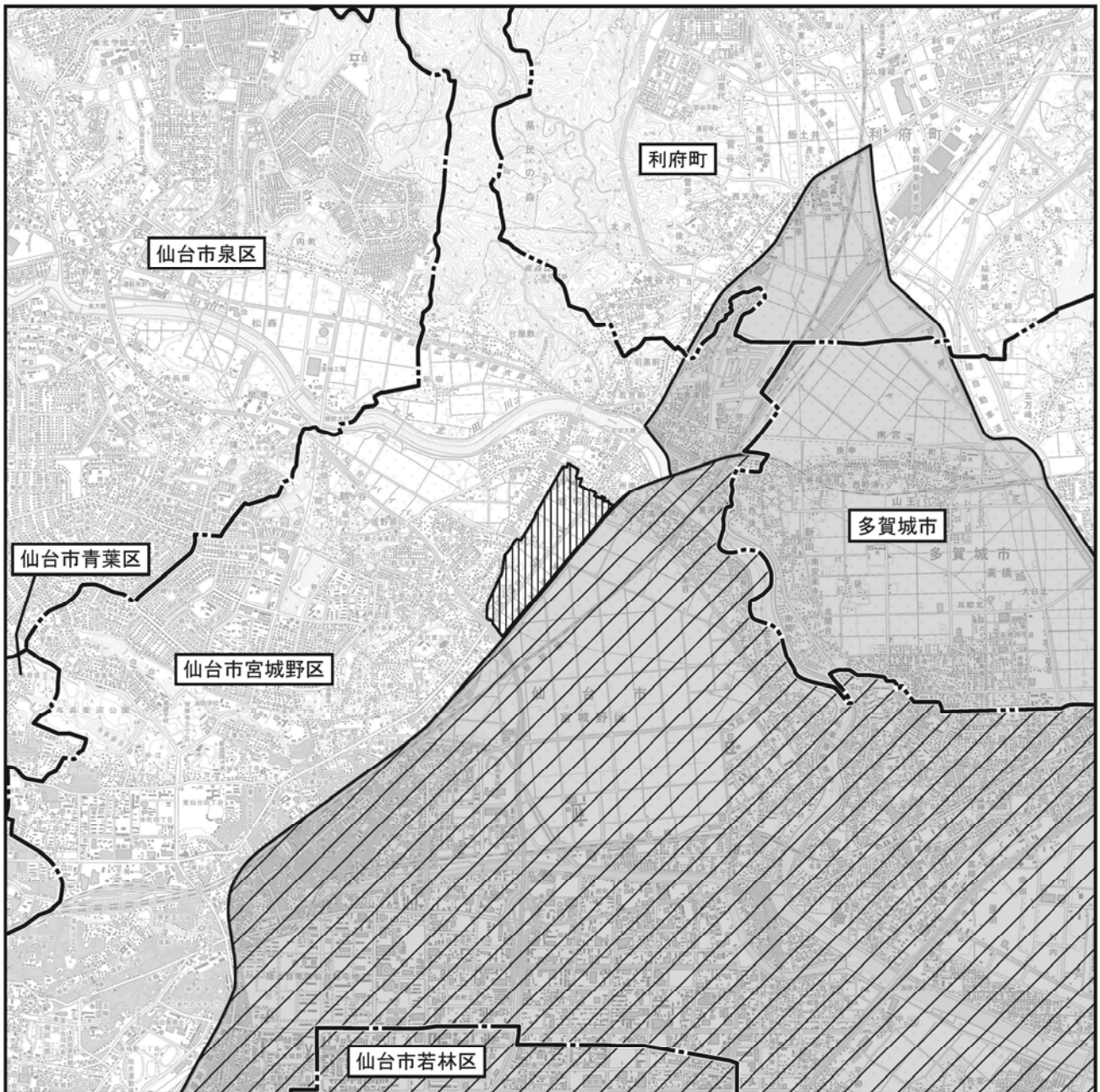
注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）






キ. 地下水採水

仙台市東部の海岸平野は軟弱な地盤が広く分布しており、過去には地下水汲み上げによる地盤沈下が顕在化した経緯もあることから、仙台市では「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づき地下水採取の規制が行われている。

規制地域は図3.2-23に示すとおりであり、事業予定区域に接する南東側一帯は「工業用水法」及び「宮城県公害防止条例」に基づく規制区域に指定されているものの、事業予定区域は規制区域には指定されていない。

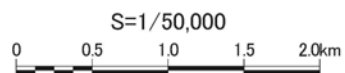


凡 例

-  事業予定区域
-  市町界
-  区 界
-  宮城県公害防止条例に基づく地下水採取規制地域
-  工業用水法に基づく指定地域

出典：「地盤沈下に係る施策 指定地域図」(平成29年3月、宮城県環境対策課)
 「平成27年度 宮城県公害資料(地盤沈下編)」(平成29年3月、宮城県環境対策課)
 「地下水採取規制地域地図」(平成28年12月、仙台市)

図3.2-23 地下水採水の規制状況



ク. 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表3.2-43に示す27項目について設定されている。

表3.2-43 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき1mg以下であること。

注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

注3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境省告示第46号）

ケ. 日照阻害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく日影規制は表3.2-44に示すとおりである。

事業予定区域は市街化調整区域であり、日影規制の対象とならない。

表3.2-44 仙台市の日影規制

対象地域	建築基準法 別表第4(に) 欄の項	参考			
		制限を受ける建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間	
				10m以内	10m超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが7mを超える 又は3階建以上	1.5m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(二)	10mを超える	4m	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	(二)	10mを超える	4m	5時間	3時間

注) 近隣商業地域及び準工業地域は仙台市の区域に限る。

出典：「建築基準法 別表第4（日影による中高層の建築物の制限）」

「宮城県建築基準条例」第6条の2（日影による中高層の建築物の制限）

コ. 景観

仙台市では、平成7年3月に「杜の都の風土を育む景観条例」を定め、「杜の都」の創造を目指して魅力ある景観形成に取り組んでいる。

平成16年には、景観に関する総合的な法律として景観法が制定されたことから、これまでの景観施策をさらに充実させ良好な景観の形成を図るため、平成21年3月に景観法に基づく「仙台市「杜の都」景観計画」を策定し、7月より施行されている。

景観計画では、仙台市全域を景観法に基づく「景観計画区域」と位置付け、景観計画区域を「自然景観」と「市街地景観」に大別している。「自然景観」は「山並み緑地」、「河川・海岸地」及び「田園地」の3つのゾーンに区分され、「市街地景観」は「商業業務地」、「沿線市街地」、「郊外住宅地」、「流通業務地」及び「行楽地」の5つのゾーンに区分される。これら8つのゾーンごとの特性に応じて、建築物等に対する景観形成の方針に基づく取り組みを進めている。

事業予定区域は、「自然景観」の「田園地ゾーン」に位置し、「広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る」、「田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る」及び「遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る」を景観形成の方針として定めている。

また、景観計画区域内では建築物及び工作物に対する取り組みとして、届出の対象となる行為等及び規模（表3.2-45(1)～(2)参照）、良好な景観形成のための行為の制限（表3.2-45(3)参照）を定めている。

表3.2-45(1) 景観区域における届出対象行為等

建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月、仙台市）

表3.2-45(2) 景観区域における届出対象規模

建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが20mを超えるもの ・延べ面積が3,000m²を超えるもの
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが30mを超えるもの ・延長が50mを超える橋りょう、高架道路、アーケード等 ・高さが6mを超え、かつ延長が50mを超える擁壁（道路に沿って築造されるもの）
建築物の屋上に工作物がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物を含めた高さが30mを超えるもの

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月、仙台市）

表3.2-45(3) 自然景観ゾーンの行為の制限

建築物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、壁面は、眺望に配慮し、周辺の風景と違和感のない形態・意匠とする。 ・建物配置は、地形に対峙せず、緑地、水辺等へのアクセスを遮らない工夫をする。 ・門扉等の外構施設は、周囲の景観と違和感のないものとする。 ・屋外設備は、建築物との一体化や外部からの見通しに対する遮蔽を工夫する。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲からの眺望に配慮し、背景の山並みに対し突出し風景を害しない高さとする。 ・里山や田園地の集落景観と調和し、違和感のない高さとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・派手な色彩を避け、周囲の環境に調和する色彩とする。 ・外壁の基調色は、主に低彩度の色彩とする。 ・彩度はマンセル値によるものとし、色相に応じて以下のものを基調とする。 色相が5R～5Yの場合は彩度4以下、その他の場合は彩度2以下
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然環境を借景として取り入れる緑化を工夫する。 ・既存の樹木や緑、水辺を保全し、自然を活用した緑化を工夫する。
工作物	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・橋りょう、擁壁等の構造物は、周辺環境や遠景、中景、近景に配慮した、質の高いデザインと修景とする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲からの眺望に配慮し、背景の山並みに突出し風景を害しない高さとする。 ・里地や田園地の集落景観と調和し、違和感のない高さとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・派手な色彩を避け、周囲の環境に調和する色彩とする。

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月、仙台市）

(2)行政計画・方針等

1)仙台市総合計画

仙台市では、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示した「基本構想」と、それを推進するための長期的な目標を掲げる「基本計画」及び中間計画である「実施計画」の3つで構成される「仙台市総合計画」を策定している。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間と定めている。

基本構想では、「未来を育み創造する学びの都」、「支え合う健やかな共生の都」、「自然と調和し持続可能な潤いの都」及び「東北を支え広く交流する活力の都」といった4つの都市像が掲げられている。

また、基本計画では、区別の施策の基本方向が示されており、事業予定区域が位置する宮城野区及び圏域ごとの施策の基本方向は表3.2-46～47に、宮城野区の地域区分図は図3.2-24に示すとおりであり、事業予定区域は北部住宅・田園地域に位置している。

表3.2-46 宮城野区における主な施策の基本方向

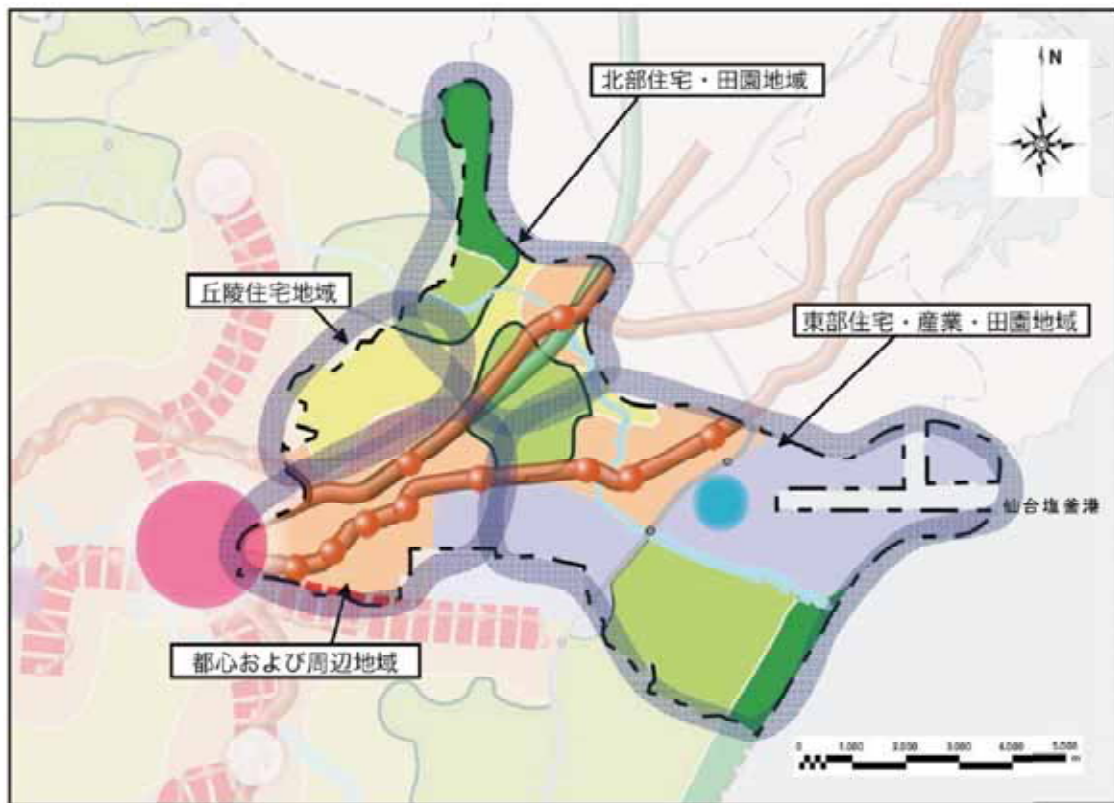
宮城野区の主な施策の基本方向	
<p>「自然の恵みと調和しつつ、安全・安心の宮城野の里」をめざして</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近い将来に発生が確実視される宮城県沖地震や津波、大雨などによる被害を最小限にとどめるため、地域防災力の向上、民間住宅等の耐震対策の支援など、災害に強いまちづくりの促進を図ります。 ・区の地勢的状况や都市化に伴う内水被害への対策として、雨水排水対策を推進します。 ・都市計画道路など、区内の主要幹線道路の整備を推進します。また、幹線的な道路の拡幅や歩道設置、事故多発の交差点・踏切などの改善を実施し、地域内交通の円滑化を図っていきます。 ・老朽化がみられる公園や植栽の適正な管理など、安全確保と防犯対策の向上を図ります。 ・岩切大橋や高砂大橋などの地域の主要橋りょうの補修工事の実施や、区内全域の街路灯の照度アップを図り、安全で安心な通行を確保していきます。 ・七北田川や蒲生干潟等の海岸線、貞山運河などを結び、相乗的に豊かな水辺環境の創出を図り、その魅力を発信していきます。 ・地域で活動する企業・団体、さらに市民活動の力を得て区の独自事業として取り組んでいる「おらほの公園草刈隊」のさらなる広がりに向けて、積極的な支援策を展開します。
<p>「広く交流し、活力あふれる宮城野の里」をめざして</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台の新しい顔である仙台駅東口から東北楽天ゴールデンイーグルスの本拠地球場に至る宮城野通周辺での活力ある賑わい創出のため、道路・公園等の公共空間を活用したイベントなどの開催を支援していくとともに、宮城野通に面する企業・団体・町内会などと連携し、快適な空間を創出していきます。 ・鉄道の各駅前広場と路線バスとの結節機能を高め、日常生活における交通の利便性の向上を図ります。 ・都市圏北部の大規模製造業の立地などに伴う仙台塩釜港および周辺地区の物流・交流機能の強化に向けた取り組みを進めます。また、仙台塩釜港一帯を市民が集う憩いの場とするため、魅力ある公園の整備を進めます。 ・地域が持つ魅力を掘り起こし、人が集まる活力に満ちたまちづくりを進めます。 ・図書館、区中央市民センター、児童館などを併設した複合施設宮城野区文化センターを開設し、さまざまな交流を促進します。 ・市民力のさらなる発展を支援するため、みやぎの区民協議会と連携し、区に縁のある個人や活動団体のネットワーク形成の機会を提供します。 ・農に関する情報提供や交流機会の創出、食育の推進など、市民の相互理解やパートナーシップの形成により、都市部と農村部の「ひと」と「もの」が交流する仕組みを構築します。
<p>「人々が支え合い、共生する宮城野の里」をめざして</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育児サークル、保育所、児童館、市民センター、民生児童委員等の地域の子育て支援関係者との協働により、子どもと子育て家庭を応援する地域コミュニティづくりを進めます。 ・乳幼児、児童、青少年などの健全育成の観点から、地域団体や関係機関と連携して、孤立する子育て家庭への予防対応を含む要保護児童対策を推進します。 ・介護予防・健康づくりを自主サークル活動などの住民主体の取り組みとすることにより、希薄になりつつある人々のかかわりの機会を確保し、人々が支え合う地域づくりを進めます。 ・認知症やうつといった高齢社会における課題への対応を通して、人々が支え合う地域づくりを進め、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるようにします。 ・地域住民、関係機関と協働して防犯活動を進めます。 ・女性や高齢者、障害者などの状況を視野に取り込みながら、地域住民や関係機関と協働で、地震、津波などの減災への取り組みを進めます。 ・マンション等の集合住宅における町内会の形成促進をはじめ、地域活動の中心となる町内会の支援を行うなど、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
<p>「生涯を通じて学び、次世代を育む宮城野の里」をめざして</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが暮らす地元の歴史や文化を学ぶ地元学発祥の区として、世代間交流を図りながら、地域文化を継承するなどの地元学の新たな展開を、小中学校などと連携し、推進します。 ・地域課題について市民センターと共有を図りながら、市民センターの生涯学習機能と区役所の地域支援機能を融合し、地域づくり活動を推進します。 ・区内に数多く存在する史跡や埋蔵文化財包蔵地について適切な維持管理を行い、本市の重要な歴史的な地域資源の良好な保存に努めます。 ・教育における「生きる力」の育成には、幅広い体験活動などが必要とされる中、地域と学校との相互連携を支援していきます。 ・少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの中で、初めて子育てを経験する親とその子どもの育ちのため、孤立化を防ぐためのコミュニケーション能力の育成に取り組めます。 ・宮城野区のさまざまな資源を活用しながら、市民活動・地域活動を支えている市民力の育成と向上支援を継続的に進めます。

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月、仙台市）

表3.2-47 宮城野区の圏域ごとの主な施策の基本方向

宮城野区の圏域ごとの主な施策の基本方向	
都心および 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> 宮城野通を軸とした周辺の賑わいや活力創出のため、新しいまちづくりや道路・公園等を活用したイベントなどの開催を支援します。 仙台駅東第二土地区画整理事業を推進するとともに、その進捗にあわせ、地区内にある公園の整備や、地域の活力を向上する取り組みを進めます。 宮城野通に面する企業・団体・町内会などによる宮城野通り愛護協力会一斉美化清掃活動などと連携し、快適な空間を創出していきます。 宮城野通の自転車道整備を継続して進めることや、緑豊かな杜の都づくりを推進するため緑の回廊の充実を図ることで、仙台の東の玄関にふさわしい都市景観を構築します。 市民の憩いの場であり歴史的な背景のある榴岡公園において、適正な維持管理や改修を行います。 都市計画道路元寺小路福室線の宮城野橋架け替え等、仙台駅東地区や五輪地区の道路改良工事などを継続的に進めます。 市道などの歩道拡幅工事や、交差点改良、段差解消工事を行い、人と車にやさしい道路を整備していきます。 児童の急増に対応するため、新田小学校の増改築を進めます。 仙台駅東地区の雨水排水能力の向上を計画的に進めます。
丘陵住宅地域	<ul style="list-style-type: none"> 水辺と緑を身近に体験できる貴重な場所であり、埋蔵文化財包蔵地にも指定されている与兵衛沼公園を、自然体験型の都市公園として整備を進めていくとともに、本市の重要な歴史的な地域資源として良好な保存に努めます。 高齢化率の高い鶴ヶ谷地区において、健康づくりの拠点として鶴ヶ谷中央公園を含め隣接する市道などの再整備を行うとともに、住民との協働による健康づくり事業を展開することにより、高齢者をはじめとする幅広い人々が安心して暮らせる魅力的なまちづくりをめざします。 市道の橋りょう拡幅工事や、歩道整備を行い、円滑な通行の確保と安全な歩行空間の確保を図ります。 鶴ヶ谷市営住宅において、老朽化した施設の建て替えを進めるとともに、鶴ヶ谷地区の再生に寄与する拠点の形成を図ります。また、公共施設のバランスある配置に努めます。
北部住宅・ 田園地域	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の増加などに対応し、小中学校の増改築などを進めます。 子育て世代の転入者が増加する中、まとまりのあるコミュニティが存在する地域特性を生かしつつ、子育て講座の開催等により形成された新しいネットワークとの再構築を進めるなど、子育て環境の整備を行います。 新たな市街地が形成されようとしている岩切駅東土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内の公園整備を進めます。 市道の歩道を設置するなど、安全な歩行空間の確保を推進するとともに、道路の防災化を進めるなど、災害に強い道路の整備を図ります。 周辺に新しい街が形成されつつある岩切駅において鉄道利用者の利便性の向上を図ります。 国史跡に指定されている岩切城跡について、適切な維持管理を行い、本市の重要な歴史的な地域資源として良好な保存に努めます。 七北田川周辺の良好な水辺環境の創出を図ります。
東部住宅・産業・ 田園地域	<ul style="list-style-type: none"> 仙台港背後地土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内にある高砂中央公園や近隣公園の整備を実施します。 仙台塩釜港および周辺地区の物流・交流機能の強化に向け、(仮称)仙台港インターチェンジの整備を促進するとともに、アクセス道路の整備を推進します。 市道の交差点改良や踏切改良等、歩行者などの道路利用者の安全対策を実施します。 蒲生干潟などの海岸線や、貞山運河などにおいてサイクリングロードを生かした水辺環境の創出を図ります。 津波に対する取り組みを、地域住民、関係機関と連携して進めます。 西原地区等において、ポンプ場建設などによる雨水対策事業の推進を図ります。

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月、仙台市）



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点 (泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線
	市街地ゾーン		都市軸 (地下鉄南北線沿線・東西線沿線)		地下鉄 (南北・東西線)
					権北拠点
	郊外区域		国際経済交流拠点 (仙台臨港圏周辺地区)		行政界・区界
	工業・流通・研究区域		国際学術文化交流拠点 (青葉山周辺地区)		

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月、仙台市）

図3.2-24 宮城野区の地域区分図

2) 仙台市都市計画マスタープラン

仙台市では、仙台市基本構想や基本計画、さらには仙台市震災復興計画を踏まえ、都市づくりの基本方向や取り組む施策展開の方向を明らかにし、市民と行政が都市づくりの目標像などを共有しながら関連する他分野とも連携し、都市づくりを総合的に展開していくことを目的に「仙台市都市計画マスタープラン」を策定している。計画期間は、平成24年度から平成32年度までの10年間と定めている。

マスタープランでは、都市づくりの目標像として、「杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市」を掲げ、この目標像を実現するために、今後取り組む5つの基本的な方向と15の方針を定め、具体的な施策展開の方向を示している（表3.2-48～49参照）。

また、都市づくりの目標像を実現するため、今後めざす都市空間形成の基本方針を定めており、都市空間を形成する土地利用の基本方針を「自然環境保全」、「集落・里山・田園」、「市街地」の3つのゾーンに区分して定めるとともに、仙台駅を中心とする「都心」のほか、泉中央及び長町を「広域拠点」、仙台塩釜港周辺と青葉山周辺を「機能拠点」、さらに東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を「都市軸」と位置づけ、基本方針を定めている。

事業予定区域は「集落・里山・田園ゾーン」に位置している。

表3.2-48 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる都市づくりの目標像及び基本的な方向

【都市づくりの目標像】 杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市		
都市づくりの基本的な方向	土地利用	自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図る。
	交通	公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図る。
	防災・環境	災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図る。
	緑・景観	都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図る。
	市民協働	きめ細かなまちづくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図る。

出典:「仙台市都市計画マスタープランー都市計画に関する基本的な方針ー」（平成24年3月、仙台市）

表3.2-49 「仙台市都市計画マスタープラン」に掲げる方針・施策の展開の方向

基本的な方向	方針	施策の展開の方向
土地利用	都心の機能強化・拡充	①多様な都市機能の集積・高度化 ②都市基盤の整備と市街地環境の改善 ③都市交通環境の改善・強化 ④緑あふれ風格のある魅力的な都市空間の創出 ⑤利便性を生かした都心居住の推進
	拠点の機能強化・充実	①広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 ②機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
	都市構造の基軸となる都市軸の形成	①地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を生かした都市機能の集積・連携 ②南北線沿線に都心と広域拠点との連携を強化する都市機能の集積・更新 ③都市軸沿線居住の推進
	良好な市街地の形成	①鉄道沿線区域に暮らしを支える都市機能の充実 ②工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 ③大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 ④住み替えしやすい環境の構築
	郊外区域の地域再生	①暮らしを支える都市機能の維持・改善 ②生活に必要な地域交通の確保 ③さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
	自然環境の保全・継承	①豊かな自然環境や水環境の保全・継承 ②集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 ③多様な生態系の保全と水源の涵養 ④東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生
交通	鉄道を中心とした総合交通体系の構築	①地下鉄東西線の整備 ②既存鉄道の機能強化 ③鉄道と連携したバス路線網への再編 ④交通結節機能の強化 ⑤都市活動を支える幹線道路網の構築 ⑥広域交通基盤の防災機能の強化
	便利で快適な交通環境の構築	①乗り継ぎ利便性の向上 ②利用しやすい運賃やサービスの導入 ③交通施設のバリアフリー化の推進
	環境にやさしい交通手段への転換	①過度な自動車利用から公共交通利用への転換 ②自転車利用の推進 ③公共交通などの適正な利用の推進
防災・環境	災害に強く安全で安心な都市空間の形成	①都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 ②公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 ③高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 ④防犯に配慮した都市環境の構築 ⑤多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 ⑥丘陵地などの安全で安心な宅地の確保
	エネルギー負荷の小さい都市空間の形成	①建築物などの省エネルギー性能の向上 ②地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 ③自然の働きを生かした都市空間の形成 ④エコモデルタウンの構築
緑・景観	緑豊かで潤いある都市空間の形成	①緑と水による潤いのある都市空間の形成 ②市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 ③自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
	風格ある都市景観の形成	①「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 ②魅力的な街並みの形成 ③歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
市民協働	きめ細かなまちづくりへの総合的な支援	①地域特性に応じたきめ細かな対応 ②地域住民のまちづくり活動の支援強化 ③地域住民との情報共有
	市民力の拡大と新しい市民協働の推進	①市民参画の機会の拡充 ②まちづくり主体の交流と連携の推進 ③市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 ④復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典:「仙台市都市計画マスタープランー都市計画に関する基本的な方針ー」(平成24年3月、仙台市)

3) 杜の都環境プラン2011-2020

平成9年に策定された「杜の都環境プラン」（仙台市環境基本計画）の計画期間が、平成22年度末に満了となったため、仙台市では平成23年度から32年度までの10年間を計画期間とする「杜の都環境プラン2011-2020」を平成23年3月に改定した。なお、同プランは計画期間が10年間の長期に及ぶため、中間年にあたる平成27年度に中間評価が実施され、平成28年3月に計画の一部が改定されている。

「杜の都環境プラン2011-2020」では、まず環境都市像（表3.2-50参照）・都市の将来イメージ（表3.2-51及び図3.2-25参照）を描き、それらを実現するために、目標と施策（表3.2-52参照）をまとめている。

また、開発事業等を実施する際の環境負荷低減のため、事業者に対して「開発事業等における段階別の配慮の指針」（表3.2-53参照）を示している。

表3.2-50 環境都市像

環境都市像	「杜」と生き、「人」が生きる都・仙台 －杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへー	
分野別の環境都市像	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020(改定版))」（平成28年3月、仙台市）

表3.2-51 都市の将来イメージ

都市の将来イメージ	<p>山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢、市域のおよそ6割を占める豊かな森林と、広瀬川、名取川、七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され、自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた、自然と共生した都市が構築された状態になっています。また、機能が集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに、市街地の緑は厚みを増し、遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど、「杜の都」の心地よい環境を至るところで感じとることができる姿となっています。</p>	
地区別の将来イメージ	市街地の姿	<p>鉄道を基軸とした公共交通体系が確立され、移動が便利で、都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み、エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており、面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。</p> <p>また、都心や拠点から離れた地域では、身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し、市民の日常生活を支えている状態になっています。いずれの地域でも、省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか、街路樹や公園などの緑が豊かで、緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴ある街並み、歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど、身近な場所で憩いや潤い、安らぎを感じることができる姿になっています。</p>
	郊外部(市街地以外の地域)の姿	<p>豊かな自然環境が保全され、市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが、都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに、森林や里山の継続的な手入れによって、それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。また、自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み、多くの市民が満喫することができる姿になっています。</p>
	市街地と郊外部のつながり	<p>自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地方面への風の道により、市街地のヒートアイランド現象が緩和され、また、河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。また、生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ、生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに、市街地の緑地にも、より多くの鳥や昆虫などが見られるようになっています。</p>

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020(改定版))」（平成28年3月、仙台市）



出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020(改定版))」(平成28年3月、仙台市)

図3.2-25 都市全体の将来イメージ

表3.2-52 環境施策

1.低炭素都市づくり	目標	○平成32年度(2020年度)における温室効果ガス排出量を平成22年度(2010年度)比で0.8%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・気候変動によるリスクに備える ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
2.資源循環都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ○平成32年度(2020年度)におけるごみの総量を360,000t以下とします。 ○平成32年度(2020年度)におけるリサイクル率を35%以上とします。 ○平成32年度(2020年度)における燃やすごみの量を305,000t以下とします。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
3.自然共生都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ○平成32年度(2020年度)におけるみどりの総量(指標:緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます。 ○生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。 ○身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
4.快適環境都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ○大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持します。 ○平成32年度(2020年度)における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
5.良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	○平成32年度(2020年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020(改定版))」(平成28年3月、仙台市)

表3.2-53 開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的な考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 ○市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 ○環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 ○道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 ○コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 ○地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 ○早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	基本的な考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 ○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 ○廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 ○地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 ○周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 ○事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 ○発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 ○歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 ○地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 ○適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 ○住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 ○開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
実施段階以降	基本的な考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 ○既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 ○環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 ○緑地等の適切な維持管理を行う。 ○事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画 2011-2020(改定版))」(平成28年3月、仙台市)

4) 仙台市みどりの基本計画

仙台市では、杜の都の環境をつくる条例第10条において、都市緑地法第4条に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を定めなければならないと規定していることから、平成24年度から平成32年度までを計画期間とする「仙台市みどりの基本計画」を策定している。

「仙台市みどりの基本計画」では、計画の対象は「樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花」とされている。また、基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とし、「百年の杜」を実現するため、表3.2-54に示すみどりの質（機能）に着目した5つの基本方針とそれらに対応する7つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されている。

また、仙台市では、平成18年3月に「仙台都心部」、平成20年3月に「あすと長町」を、緑地法において基本計画に定めることとしている緑化重点地区に指定し、緑化の推進を図っている。

事業予定区域は、これらの緑化重点地区に該当していない。

表3.2-54 「仙台市みどりの基本計画」における基本方針と重点プロジェクト

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
安全・安心のまちづくり	みどりによる津波防災プロジェクト
自然環境の保全・再生	みどりの骨格充実プロジェクト
生活環境の向上	街のみどり充実プロジェクト 魅力ある公園づくりプロジェクト
仙台らしさを育む	みどりの地域資源活用プロジェクト 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト
市民協働の推進	市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

出典：「仙台市みどりの基本計画2012-2020」（平成24年7月、仙台市）

5) 仙台市地球温暖化対策推進計画

「仙台市地球温暖化対策推進計画」については、平成22年度をもって計画期間満了のため、次期計画の改定作業が進められていたが、東日本大震災の影響により計画の前提となる状況が大きく変化したことから、改定を見合わせていた。平成27年度に入り、温室効果ガス削減目標や長期エネルギー需給見通しなど、計画を検討するにあたって必要な条件が明らかとなってきたことから、改定作業が再開され、平成28年3月に計画が改定された。計画の概要は、表3.2-55に示すとおりである。

表3.2-55 仙台市地球温暖化対策推進計画2016-2020の概要

温室効果ガスの削減目標	2020（平成32）年度における温室効果ガス排出量を基準年度である2010（平成22）年度比で0.8%以上削減
実施施策 (施策体系)	1. 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する ・ 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 ・ 分散型や面的なエネルギー利用の推進 ・ 自然環境の保全と継承
	2. 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する ・ 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 ・ 環境負荷の少ない交通手段の選択促進
	3. 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る ・ 省エネルギー設備・建築物の普及促進 ・ 創エネルギー（再生可能エネルギー等）の利用拡大 ・ 蓄エネルギーの普及拡大 ・ フロン類等の排出削減の徹底
	4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める ・ 市民・事業者・市の連携による3Rの推進 ・ 廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用
	5. 気候変動による影響を知り、リスクに備える ・ 気候変動による影響の把握と啓発 ・ 気候変動影響リスクの低減
	6. 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる ・ 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり ・ 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 ・ 低炭素技術・産業の育成支援
重点プロジェクト	1. エネルギー自律型のまちづくり 2. 低炭素な交通利用へのシフト 3. 快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進 4. 3R×Eで低炭素 5. 社を守り、社に護られる仙台 6. せんだいIE-Action

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画2016-2020」（平成28年3月、仙台市）